

重要事項説明書（指定訪問介護サービス）

当事業者はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所概要

名 称	社会福祉法人 祥和会		
所 在 地	鳥取県西伯郡南部町福成 3293 番地		
代 表 者	理事長 坂本昭文		
電 話 番 号	0859-66-5311		
提供 サービス	訪問介護		
管理者 及び 連絡先	サポートセンターなごみ	船森嘉代	0859-66-2132
サービス 提供地域	南部町及び米子市（ただし、利用者の希望があり対応できる場合はこの限りではない）		

2. サービス事業所

訪問介護

名 称	サポートセンターなごみ
指 定 番 号	3171500923
所 在 地	西伯郡南部町福成 7 4 2 番地 3
電 話 番 号	0859-66-2132

3. 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護サービスを提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように居宅介護を行う。

4. 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	・本事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	1名以上	・本事業所の利用申し込みに係る調整 ・訪問介護員に対する相談助言及び技術指導 ・訪問介護計画の作成等
訪問介護員	常勤換算法で 2.5名以上	・訪問介護の提供

5. サービス提供時間

サービスの種類	提供時間帯
① 訪問介護	8:30～17:30

※盆（8月13日から8月15日）・年末年始（12月29日から1月3日）は休日となります。
ただし、上記の通常の営業日及び営業時間帯を超えてサービスを提供する場合があります。

6. 提供するサービスの内容について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。	
身体介護	排泄介助	排泄の介助を行います
	食事介助	食事の介助を行います
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います
	更衣介助	上着・下着の更衣の介助を行います
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います
	体位変換	床ずれ（褥瘡）予防のための、体位変換を行います
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います	

	自立生活支援・ 重度化予防の ための見守り 的援助	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う、調理、配膳、後片付け、(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む) ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ気分の確認などを含む) ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要なときだけ介助)を行います ○自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに側で見守り、服薬を促します ○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る) ○洗濯物を一緒に干したり、たたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います
生活 援助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います
	調理	利用者の食事の準備を行います
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除・庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者または家族に対しておこなう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録をおこないます。また、事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合

は直ちに身体拘束を解きます。

8. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真動画撮影、録音等を無断で行い SNS 等に掲載する事。

※ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

10. 苦情申立窓口

社会福祉法第 82 条の規定により、苦情に適切に対応する体制を整えるため、苦情解決責任者、苦情受付担当者（窓口）及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情処理解決に努めることとしています。

事業所窓口	サポートセンターなごみ	副所長 船森 嘉代	西伯郡南部町福成 742 番地 3 電話番号 0859-66-2132 FAX 番号 0859-30-3113
法人内 苦情解決責任者 及び 第三者委員会窓口	社会福祉法人 祥和会 所長 湯沢 隆 第三者委員氏名 山田 晋 ・ 福井博美 鳥取県西伯郡南部町福成 742 番地 3 電話番号 0859-66-2132 FAX 番号 0859-30-3113		
行政窓口 (平日 8:30~17:15)	南部箕蚊屋広域連合（事務局） 西伯郡南部町法勝寺 377-1 電話番号 0859-39-6222 FAX 番号 0859-39-6223	南部町役場（健康福祉課） 西伯郡南部町倭 482 電話番号 0859-66-5524 FAX 番号 0859-66-5523	

	伯耆町(健康対策課) 西伯郡伯耆町吉長 37-3 電話番号 0859-68-5535 FAX 番号 0859-68-3866	日吉津村(福祉保健課) 西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 電話番号 0859-27-5952 FAX 番号 0859-27-0903
	米子市役所 (長寿社会課) 米子市加茂町 1 丁目 1 番地 電話番号 0859-68-5535 FAX 番号 0859-68-3866	
行政窓口 (平日 8:30~17:00)	鳥取県国民健康保険団体連合会 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 (鳥取県東部総合事務所) 電話番号 0857-20-2100 FAX 番号0857-29-6115	

苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は直接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 当事業者で解決できない苦情

鳥取県社会福祉協議会に設置された鳥取県運営適正化委員会

(鳥取市伏野、電話 0857-59-6335、FAX0857-59-6340) に申し立てる事ができます。

11. 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人祥和会 (以下「法人」という。) は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人の保有する利用者等の個人情報に関して適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関連する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
緊急連絡先	氏名 (続柄)	
	住 所	

	電話番号	
	携帯電話	
	連絡先（場所）	

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護（訪問型サービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護（訪問型サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 利用料（南部広域連合）

サービス利用料金は、利用者負担割合に応じ、総額の1割又は2割（3割）が自己負担額となります。加算部分も同様です。

（1）訪問介護

	区分		利用料金 (円/回)	特定事業所 加算（Ⅱ）を 乗じた金額	利用者 1割負担
時間別 料金	【身体介護】				
	身体介護0	20分未満	1,630円	1,793円	179円
	身体介護1	20分以上30分未満	2,440円	2,684円	268円
	身体介護2	30分以上～1時間未満	3,870円	4,257円	426円
	身体介護3	1時間以上	5,670円	6,237円	624円
	身体介護3から	以降30分増す毎に	820円	902円	90円
	【生活援助】				
	生活援助2	20分～45分未満	1,790円	1,969円	197円
	生活援助3	45分以上	2,200円	2,420円	242円
	【身体介護に引き続き生活援助を併用】				
	身体介護1生活援助1	生活援助20分以上 45分未満	3,090円	3,399円	340円
身体介護1生活援助2	生活援助45分以上 70分未満	3,740円	4,114円	411円	
身体介護1生活援助3	生活援助70分以上	4,390円	4,829円	483円	
加算 要素	○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）各単位数合計の245/1000を乗じた金額 ○特別地域加算（南部町）各単位数合計の150/1000を乗じた金額				

○初回加算	2,000 円	※1
○緊急時訪問介護加算	1,000 円	※2
○特定事業所加算（Ⅱ）	10/100 を乗じた金額	
○早朝（6 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）の場合	25/100 を乗じた金額	
○深夜（22 時～翌朝 6 時）の場合	50/100 を乗じた金額	
○2 人の介護員等による場合	200/100 を乗じた金額	

- ※1 初回加算は、新規(2 ヶ月以上ご利用がなかった場合も含む)に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。
- ※2 緊急時訪問介護加算は、居宅サービス計画において予め計画的に訪問することとなっていない身体介護中心型の指定訪問介護を、利用者やご家族の要請があつてから 24 時間以内に提供した場合に算定されます。その際の連絡先はサポートセンターなごみ (Tel0859-66-2132) に直接ご連絡ください。対応可能時間は通常のサービス提供時間と同様です。
- ※3 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※4 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※5 サービスの利用をキャンセルされる場合、前日の 18 時まで訪問中止のご連絡が無い場合に 1 回当たり 300 円を請求いたします。
- ※6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、2 ヶ月分以上滞納した場合、利用者に対し 1 ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払期間を定め、当該期間までに滞納額の全額の支払いがない場合、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただきます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護事業のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 鳥取県西伯郡南部町福成742番地3
事業所名 社会福祉法人祥和会 サポートセンターなごみ

説明者 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護事業のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所

氏 名

(本人との関係)

(署名代行理由)